

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業(平成30年度新規事業)

国の事業概要

○目的

B型C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを旨とした、肝がん・重度肝硬変治療にかかるガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための仕組みを構築する。

○実施主体

都道府県

○対象者

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者
(所得制限:年収約370万円未満を対象)

○対象医療

肝がん・重度肝硬変の入院医療とし、過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月が4ヶ月を超えた場合に、4ヶ月目以降に高額療養費の限度額を超えた月に係る医療費に対し、公費負担を行う。

○自己負担限度額

1万円

○財源負担

国1/2 都1/2

都における事業実施

○事業開始

国の開始時期にあわせ、平成30年12月

○自己負担限度額

国の1万円に加え、住民非課税世帯に対しては、自己負担額をなしとする。

対象者		自己負担限度額(月額)		
		現行	新制度	
			国	都
70歳未満	年収370万円未満	44,400円	10,000円	10,000円
	住民税非課税世帯	24,600円		0円
70歳以上	年収370万円未満	44,400円		10,000円
	住民税非課税世帯	24,600円 15,000円		0円